

【 検 査 】

３６９ 嫌気性培養加算の算定について

《令和６年１１月２９日》

○ 取扱い

- ① 次の傷病名に対するD018の注１に規定する嫌気性培養加算の算定は、原則として認められる。
 - (1) 肺膿瘍、肺化膿症（疑い含む。）
 - (2) 誤嚥性肺炎、嚥下性肺炎
 - (3) 咽頭周囲膿瘍
 - (4) 扁桃周囲膿瘍
 - (5) 偽膜性腸炎、クロストリジウム・ディフィシル腸炎（CD腸炎）
 - (6) 肛門周囲膿瘍
 - (7) 腹腔内膿瘍
 - (8) 子宮付属器炎
 - (9) 子宮内膜炎
 - (10) 子宮内感染症
 - (11) 子宮頸管炎
 - (12) ダグラス窩膿瘍、骨盤腹膜炎
 - (13) 外陰部膿瘍、バルトリン腺膿瘍
 - (14) 産褥熱
 - (15) 眼内感染症
 - (16) 深在性皮膚感染症
 - (17) 深在性膿瘍
 - (18) 蜂窩織炎
- ② 次の傷病名に対するD018の注１に規定する嫌気性培養加算の算定は、原則として認められない。
 - (1) 肺結核（疑い含む。）
 - (2) 急性腸炎、急性胃腸炎
 - (3) 薬剤性腸炎（偽膜性腸炎、クロストリジウム・ディフィシル腸炎（CD腸炎）を除く。）
 - (4) 細菌性膣炎、膣炎、外陰炎
 - (5) 滲出性中耳炎
 - (6) 表在性皮膚感染症

○ 取扱いを作成した根拠等

嫌気性培養は、酸素が存在する環境では増殖できない偏性嫌気性菌を検出

するための検査である。偏性嫌気性菌が存在する部位（嫌気性環境）から採取した検体を用いて嫌気性培養を実施した場合に有用であり、対象となる傷病名は多岐にわたる。一方、酸素が存在する部位から採取した検体を用いて実施した場合の診断としての正確性は低い。

以上のことから、上記①の傷病名に対する嫌気性培養加算の算定は、原則として認められるが、上記②の傷病名に対する算定は認められないと判断した。